

鳥取市の中核市移行に向けた施設等の取り扱いについて (鳥取市からの依頼事項)

平成28年4月19日

鳥取市 中核市推進局

1 県東部庁舎（生活環境事務所）及び犬管理所について

鳥取市の中核市移行（平成30年4月1日）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し（仮称）鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間、保健所の生活安全部門の事務所及び本庁舎の産業廃棄物担当部門の事務所の候補地として、東部生活環境事務所の賃貸を県にお願いする。

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県に譲渡をお願いする。

2 設備・備品等の整備について

（仮称）鳥取市保健所の設置等に伴い、現在、東部福祉保健事務所（江津）及び東部生活環境事務所（立川町）にて設置・管理されている設備・備品等は、中核市移行時点で、県から市への譲渡をお願いする。

3 災害医療対応・健康危機管理に関する備蓄品等について

災害医療対応・健康危機管理に関する備蓄品等は、県・市の役割・業務分担などの調整と併せて、中核市移行時点での県からの譲渡や、中核市移行後の保管・管理及び補充のあり方などを調整し、確保できるようお願いする。

なお、原子力災害に備えるため簡易除染・避難退域時検査で必要となる備品等については、県からの借用をお願いする。

4 その他

ア 大気観測局及び監視システムの場所は、現在の観測地（県庁西町分庁舎及び合銀鳥取営業所）を現状のまま使用させていただきようをお願いする。

イ 県内の3保健所で共同利用されているものについては、必要な案件が生じた場合に県から借用させていただきようをお願いする。